

町田市大地沢自然交流サイト条例施行規則

町田市大地沢青少年センター条例施行規則（平成20年3月町田市規則第66号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、町田市大地沢自然交流サイト条例（令和4年3月町田市条例第9号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（指定管理者の指定申請）

第2条 指定管理者の指定を受けようとする者は、市長が別に定める期日までに、町田市大地沢自然交流サイト指定管理者指定申請書（第1号様式）に次項各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 条例第6条第2項に規定する事業計画書その他市長が必要と認める書類は、次に掲げるとおりとする。

- （1）指定予定期間に属する各年度の町田市大地沢自然交流サイト（以下「交流サイト」という。）の管理に係る事業計画書及び収支予算書
- （2）定款及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- （3）指定申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び決算書（指定申請の日の属する事業年度に設立された法人等にあつては、その設立時における財産目録）
- （4）指定申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書
- （5）役員の名簿
- （6）組織及び運営に関する事項を記載した書類
- （7）現に行っている業務の概要を記載した書類
- （8）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（指定管理者の指定通知等）

第3条 市長は、条例第6条第3項の規定により指定管理者に指定したときはその旨

を、指定しないときは理由を付してその旨を申請者に通知するものとする。

(協定の締結)

第4条 指定管理者は、市長と交流サイトの管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 事業計画に関する事項

(2) 管理に要する費用に関する事項

(3) 管理を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項

(4) 管理の業務の報告に関する事項

(5) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(事業報告)

第5条 指定管理者は、毎年度終了後速やかに、次に掲げる事項を書面により、市長に報告しなければならない。

(1) 管理運営の実施状況に関する事項

(2) 利用状況に関する事項

(3) 管理に要した費用に関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(帳簿の整備)

第6条 指定管理者は、前条各号に掲げる事項に関する帳簿を常に整備しておかなければならない。

(利用時間)

第7条 条例第9条に規定する交流サイトの施設ごとの利用時間は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 条例第3条第1号に掲げる施設 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める時間

ア 宿泊を伴う利用をする者（以下「宿泊者」という。） 利用開始日の午後2

時から利用最終日の午前10時まで

イ 宿泊者以外の者 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 条例第3条第2号から第4号までに掲げる施設 利用開始日の午後2時から利用最終日の午前10時まで

(3) 条例第3条第5号及び第6号に掲げる施設 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める時間

ア 宿泊者 午前9時から午後9時30分まで（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までの時間を除く。）

イ 宿泊者以外の者 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(4) 条例第3条第7号に掲げる施設 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める時間

ア 宿泊者 午前6時から午後9時30分まで

イ 宿泊者以外の者 午前10時から午後3時まで

(5) 条例第3条第8号に掲げる施設 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める時間

ア 宿泊者 午前6時から午後9時30分まで（午前8時から午前9時まで及び午後2時から午後3時までの時間を除く。）

イ 宿泊者以外の者 午前9時から午後2時まで

2 条例別表1(2)の表に掲げる施設を次の各号に掲げる利用単位（同表に規定する利用単位をいう。）に連続で利用する場合には、それぞれ当該各号に定める時間を前項に規定する利用時間に含めるものとする。

(1) 午前及び午後 正午から午後1時まで

(2) 午後及び夜間 午後5時から午後6時まで

(3) 午前、午後及び夜間 正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時まで
(利用の申請等)

第8条 条例第11条第1項の規定により施設等を利用しようとする者（次項の規定

により予約を行った者を含む。)は、町田市大地沢自然交流サイト利用申請書(第2号様式)により、指定管理者に申請しなければならない。

2 次に掲げる者は、施設等(レクリエーションホールを除く。)の利用に関する予約を申し込むことができる。この場合において、当該予約の申込みが重複したときは、抽選により予約ができる者を定めるものとする。

(1) 学校等(市内の学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園及び町田市学童保育クラブ設置条例(昭和47年3月町田市条例第12号)第1条に規定する町田市学童保育クラブをいう。)

(2) 市民等(市内に在住し、在勤し、又は在学する者(団体にあつてはその構成員の半数以上が当該者である者)をいう。)

3 第1項の規定による申請及び前項に規定する予約の申込みは、別表に定める申請等の期間内に行わなければならない。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、この限りでない。

(利用の承認)

第9条 指定管理者は、前条第1項の規定による申請を承認したときは、町田市大地沢自然交流サイト利用承認書(第3号様式)を、当該申請をした者に交付する。

2 前項の規定による承認(予約に基づきなされた申請に対するものを除く。)は、申請の順序により決定するものとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、この限りでない。

(連続利用日数)

第10条 宿泊を伴う利用をする者が、条例別表1(1)の表に掲げる施設を連続して利用できる日数は、4日まで(7月21日から8月31日までの期間にあつては、3日まで)とする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、空きがある施設があり、かつ、利用させることが適当と認める場合は、同項に定める日数を超えて利用を承認することができる。

(利用の取消し等)

第11条 指定管理者は、条例第12条の規定により利用の承認を取り消し、利用を制限し、又は利用の停止を命ずるときは、町田市大地沢自然交流サイト利用承認取消等通知書（第4号様式）により利用者に通知するものとする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

第12条 利用者は、施設等の利用の申請を取り消そうとするときは、利用時間前までに町田市大地沢自然交流サイト利用申請取消届出書（第5号様式）により、指定管理者に届け出なければならない。

(利用料金の減額又は免除)

第13条 条例第13条第3項の規定により利用料金を減額し、又は免除することができる場合は、次に掲げるとおりとする。

(1) 町田市が主催する事業に利用する場合

(2) 前号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認める場合において、市長の承認を受けて利用料金を減額し、又は免除するとき。

(利用料金の還付)

第14条 条例第14条ただし書の規定により利用料金を還付することができる場合及びその額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 利用者の責めに帰することができない事由により、施設等の利用ができなくなった場合 全額

(2) 利用者が利用日の前日までに利用の取消しを申し出た場合 全額

2 前項の規定により利用料金の還付を受けようとする者は、町田市大地沢自然交流サイト利用料金還付請求書（第6号様式）を指定管理者に提出しなければならない。

(遵守事項)

第15条 利用者又は入所者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 定員を超えて入場させないこと。
- (2) 他人に迷惑をかける行為をしないこと。
- (3) 危険若しくは不潔な物品又は動物（身体障がい者が利用する場合において同伴する身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬（同法第12条第1項に規定する表示をしたものに限る。）を除く。）を持ち込まないこと。
- (4) 施設等を不潔にしないこと。
- (5) 所定の場所以外で飲食し、又は喫煙しないこと。
- (6) 所定の場所以外に出入りしないこと。
- (7) 条例及びこの規則を遵守すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者の指示に従うこと。

（立入り）

第16条 指定管理者は、交流サイトの管理運営上必要があるときは、その係員を利用の承認をしている施設に立ち入らせることができる。

（損傷等の届出）

第17条 利用者は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、速やかに指定管理者に届け出て、その指示に従わなければならない。

（市長による管理）

第18条 条例第21条第1項の規定により市長が交流サイトの管理を行う場合におけるこの規則の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第8条	第11条第1項	第21条第2項の規定により読み替えて適用する条例第11条第1項
-----	---------	---------------------------------

	町田市大地沢自然交流サイト 利用申請書（第2号様式）	別に定める申請書
	指定管理者	市長
第9条	指定管理者	市長
	町田市大地沢自然交流サイト 利用承認書（第3号様式）	別に定める承認書
第10条第2項	指定管理者	市長
第11条	指定管理者	市長
	第12条	第21条第2項の規定により 読み替えて適用する条例第1 2条
	町田市大地沢自然交流サイト 利用承認取消等通知書（第4号 様式）	別に定める通知書
第12条	町田市大地沢自然交流サイト 利用取消届出書（第5号様式）	別に定める届出書
	指定管理者	市長
第13条（見出し を含む。）	利用料金	使用料
	第13条第3項	第21条第4項の規定により 読み替えて準用する条例第1 3条第3項
第13条第2号	指定管理者が必要と認める場 合において、市長の承認を受け	市長が必要と認める場合

	て利用料金を減額し、又は免除するとき。	
第14条（見出しを含む。）	利用料金	使用料
	第14条ただし書	第21条第4項の規定により読み替えて準用する条例第14条ただし書
	町田市大地沢自然交流サイト 利用料金還付請求書(第6号様式)	別に定める請求書
	指定管理者	市長
第15条	指定管理者	市長
第16条	指定管理者	市長
	その係員	市の職員
第17条	指定管理者	市長

（補則）

第19条 この規則に定めるもののほか、交流サイトの管理運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 交流サイトの指定管理者の指定に関し必要な手続、施設等の利用に関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行の日前においても、この規則による改正後の町

田市大地沢自然交流サイト条例施行規則の規定の例により行うことができる。

別表（第8条関係）

学校等の申請等の期間	次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定める期間 (1) 予約の申込みをする場合 利用日の属する月（以下「利用月」という。）の12月前の月の第1土曜日から翌週金曜日の正午まで。この場合において、予約をした施設等に係る利用の申請期間は、同月の第2土曜日から利用日の利用時間前までとする。 (2) 前号の予約を実施した後において空きがある施設等の利用の申請をする場合 利用月の12月前の月の第2土曜日から利用日の利用時間前まで
市民等の申請等の期間	次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定める期間 (1) 予約の申込みをする場合 利用月の6月前の月の第1土曜日の午前8時30分から正午まで。この場合において、予約をした施設等に係る利用の申請期間は、同月の第1土曜日の翌日から利用日の利用時間前までとする。 (2) 前号の予約を実施した後において空きがある施設等の利用の申請をする場合 利用月の6月前の月の第1土曜日の翌日から利用日の利用時間前まで
学校等及び市民等以外の者の申請等の期間	利用月の3月前の月の第1土曜日から利用日の利用時間前まで

備考 施設等の利用の申請及び予約の申込みに係る受付時間は、開所日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

第1号様式（第2条関係）

町田市大地沢自然交流サイト指定管理者指定申請書

年 月 日

町田市長

様

所在地
申請者 団体名
代表者氏名

町田市大地沢自然交流サイトの指定管理者の指定を受けたいので、町田市大地沢自然交流サイト条例第6条第2項の規定により、下記の書類を添えて申請します。

記

添付書類

第2号様式（第8条関係）

町田市大地沢自然交流サイト利用申請書

年 月 日 受付 第 号

下記のとおり施設及び附属設備の利用を申請します。 年 月 日 申込者 団体名 氏名 住所 電話 指定管理者 様						
利用日	年 月 日 ~ 年 月 日 (泊 日)					
利用時間	時 分 ~ 時 分					
利用目的						
利用者数	幼児	小学生	中学生	青年	成人	合計
	人	人	人	人	人	人

利用施設

施設名		区分	団体	団体以外	1日目	2日目	3日目	4日目	小計
宿泊室兼多目的室	午前		円	円	室	室	室	室	円
	午後		円	円	室	室	室	室	円
	宿泊		円	円	室	室	室	室	円
和室	宿泊		円	円	室	室	室	室	円
キャビン	宿泊		円	円	棟	棟	棟	棟	円
テントサイト	貸テントなし	宿泊	円	円	区画	区画	区画	区画	円
	貸テントあり	宿泊	円	円	区画	区画	区画	区画	円
多目的ホール	午前		円	円					円
	午後		円	円					円
	夜間		円	円					円
工芸室	午前		円	円					円
	午後		円	円					円
	夜間		円	円					円
野外炊事場	人		円	円	人	人	人	人	円
レクリエーションホール	人		円	円	人	人	人	人	円
施設利用料金計									円

利用附属設備

設備名	区分	利用料金	1日目	2日目	3日目	4日目	附属設備利用料金計
グランドピアノ	1回	円					円

利用料金合計	円
--------	---

第3号様式（第9条関係）

町田市大地沢自然交流サイト利用承認書

年 月 日 受付 第 号

下記のとおり施設及び附属設備の利用を承認します。 年 月 日 申込者 団体名 氏名 様 住所 電話 指定管理者						
利用日	年 月 日 ~ 年 月 日 (泊 日)					
利用時間	時 分 ~ 時 分					
利用目的						
利用者数	幼児	小学生	中学生	青年	成人	合計
	人	人	人	人	人	人

利用施設

施設名		区分	団体	団体以外	1日目	2日目	3日目	4日目	小計
宿泊室兼多目的室	午前		円	円	室	室	室	室	円
	午後		円	円	室	室	室	室	円
	宿泊		円	円	室	室	室	室	円
和室	宿泊		円	円	室	室	室	室	円
キャビン	宿泊		円	円	棟	棟	棟	棟	円
テント サイト	貸テナ トなし	宿泊	円	円	区画	区画	区画	区画	円
	貸テナ トあり	宿泊	円	円	区画	区画	区画	区画	円
多目的ホール	午前		円	円					円
	午後		円	円					円
	夜間		円	円					円
工芸室	午前		円	円					円
	午後		円	円					円
	夜間		円	円					円
野外炊事場	人		円	円	人	人	人	人	円
レクリエーショ ンホール	人		円	円	人	人	人	人	円
施設利用料金計									円

利用附属設備

設備名	区分	利用料金	1日目	2日目	3日目	4日目	附属設備利用料金計
グランドピアノ	1回	円					円

利用料金合計	円
--------	---

第4号様式（第11条関係）

町田市大地沢自然交流サイト利用承認取消等通知書

町田市大地沢自然交流サイト条例施行規則第11条の規定により、下記のとおり通知します。

利用日	年 月 日 ～ 年 月 日				
利用時間	時 分 ～ 時 分				
施設名			附属設備		
取消し等の内容					
取消し等の理由					
根拠規定	町田市大地沢自然交流サイト条例第 条第 号に該当するため				
年 月 日					
様					
指定管理者					印

町田市行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示の文の標準を定める規則別表に定める処分に対する審査請求及び取消訴訟の提起の双方が認められている場合の教示の文を記載すること。

第5号様式（第12条関係）

町田市大地沢自然交流サイト利用申請取消届出書

年 月 日 受付 第 号

下記のとおり施設及び附属設備の利用の申請を取り消します。			
年 月 日			
申込者	団体名		
	氏名		
	住所		
	電話		
			指定管理者 様
利用日	年 月 日	～	年 月 日（泊日）
利用時間	時 分	～	時 分 利用者数 人
取消理由			

利用の申請を取り消す施設

施設名	区分	団体	団体以外	1日目	2日目	3日目	4日目	小計
宿泊室兼多目的室	午前	円	円	室	室	室	室	円
	午後	円	円	室	室	室	室	円
	宿泊	円	円	室	室	室	室	円
和室	宿泊	円	円	室	室	室	室	円
キャビン	宿泊	円	円	棟	棟	棟	棟	円
テントサイト	貸テントなし	円	円	区画	区画	区画	区画	円
	貸テントあり	円	円	区画	区画	区画	区画	円
多目的ホール	午前	円	円					円
	午後	円	円					円
	夜間	円	円					円
工芸室	午前	円	円					円
	午後	円	円					円
	夜間	円	円					円
野外炊事場	人	円	円	人	人	人	人	円
レクリエーションホール	人	円	円	人	人	人	人	円
施設利用料金計		円		施設既納利用料金			円	

利用の申請を取り消す附属設備

設備名	区分	利用料金	1日目	2日目	3日目	4日目	附属設備利用料金計
グランドピアノ	1回	円					円
附属設備既納利用料金							円

既納利用料金合計	円
町田市大地沢自然交流サイト条例施行規則第14条による還付金	円

第6号様式（第14条関係）

町田市大地沢自然交流サイト利用料金還付請求書

年 月 日 受付 第 号

下記のとおり施設及び附属設備の利用料金の還付を請求します。			
年 月 日			
申込者	団体名		
	氏名		
	住所		
	電話		
			指定管理者 様
利用日	年 月 日 ~ 年 月 日		(泊 日)
利用時間	時 分 ~ 時 分	利用者数	人
還付理由			

施設

施設名	区分	団体	団体以外	1日目	2日目	3日目	4日目	小計
宿泊室兼多目的室	午前	円	円	室	室	室	室	円
	午後	円	円	室	室	室	室	円
	宿泊	円	円	室	室	室	室	円
和室	宿泊	円	円	室	室	室	室	円
キャビン	宿泊	円	円	棟	棟	棟	棟	円
テントサイト	貸テントなし	円	円	区画	区画	区画	区画	円
	貸テントあり	円	円	区画	区画	区画	区画	円
多目的ホール	午前	円	円					円
	午後	円	円					円
	夜間	円	円					円
工芸室	午前	円	円					円
	午後	円	円					円
	夜間	円	円					円
野外炊事場	人	円	円	人	人	人	人	円
レクリエーションホール	人	円	円	人	人	人	人	円
施設利用料金計		円		施設既納利用料金			円	

附属設備

設備名	区分	利用料金	1日目	2日目	3日目	4日目	附属設備利用料金計
グランドピアノ	1回	円					円
附属設備既納利用料金							円

既納利用料金合計	円
町田市大地沢自然交流サイト条例施行規則第14条による還付金	円